



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和2年度 川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

この調査結果は、「令和2年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（以下 神奈川県の調査）における本市の状況をまとめたものです。

1. 概要・・・・・・・・・・	1
2. 暴力行為の状況・・・・	3
3. いじめの状況・・・・	6
4. 長期欠席の状況・・・・	12
5. 参考資料・・・・・・・・	16

令和3（2021）年10月26日

川崎市教育委員会

1. 概要

(1) 川崎市立小・中学校における暴力行為の概要

令和2年度の小学校における暴力行為は129件で、前年度から増減はありません。また、中学校における暴力行為は150件で、前年度から77件減少しています。

暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、小学校で54件、中学校で98件となっています。また、繰り返し暴力行為を起こす児童生徒（1人で5件以上の暴力行為）は、小学校では4人で前年度から4人減少し、中学校では0人で前年度から6人減少しています。

国や県の調査での小学校での暴力行為の発生件数は年々増加傾向が見られるが、中学校での暴力行為の発生件数については減少傾向が見られます。一方で、本市においては小学校・中学校ともに、微増減を繰り返しながらも減少傾向と捉えることができるものの、発生件数については多い学校に偏りが見られる傾向もあります。

引き続き、丁寧な教育相談からの児童生徒理解により、未然防止に努めるだけでなく、目の前で起きる暴力行為だけを捉えるのではなく、その暴力行為に至るまでの要因や暴力行為が行われた背景に注目し、一人ひとりに丁寧に寄り添った対応をし、暴力行為の減少に努めていきます。

(2) 川崎市立小・中学校におけるいじめの概要

令和2年度の小学校におけるいじめの認知件数は3,688件で、前年度から339件減少しています。また、中学校における認知件数は260件で、前年度から89件減少しています。年度末におけるいじめの解消率（※）は、小・中学校をあわせると70.6%で、前年度から3.2ポイント減少しています。

追跡調査の結果、今年度7月20日時点における、令和2年度に認知したいじめの解消率は、小・中学校をあわせると90.3%でした。

「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得る」という基本的な考えに立ち、いじめを積極的に認知することが対応の第一歩であることを念頭に置き、適切な初動体制を行っていきます。また、平成28年度に本市で発生したいじめ重大事態につきまして、「川崎市いじめ問題・専門調査委員会」からの提言を踏まえ、平成30年2月に市立学校の全教職員を対象にいじめ防止のための冊子を作成し、毎年度、いじめについての校内研修の実施を依頼するとともに、初任者研修等にも配布して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応の実践力が身につくよう活用しています。さらに、令和2年11月に市教委が作成した「いじめの早期発見のために ～いじめ初期対応の手引き～」のリーフレットを活用した研修を実施し、「アンテナでキャッチ」から「ソナーで探知」を合言葉に、対応の第一歩である積極的な認知へ意識改革をすすめ、組織的に対応できる各学校での体制づくりに努めていきます。

なお、本市では毎年6月から7月末までの任意の1ヶ月間を、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めています。

今後も、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、教職員のいじめに関する意識を高めていきたいと考えています。

※ 「いじめの解消率」

平成 27 年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめの改善率」としていたが、平成 28 年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」とした。

(3) 川崎市立小・中学校における長期欠席の概要

令和 2 年度の小学校の長期欠席児童数は 1,271 人であり、そのうち不登校児童数は 807 人で、前年度から 107 人増加し、不登校児童数の 1,000 人あたりの出現数は 10.9 人で、前年度から 1.5 人増加しています。また、中学校の長期欠席生徒数は 1,689 人であり、そのうち不登校生徒数は 1,370 人で、前年度から 19 人減少し、不登校生徒数の 1,000 人あたりの出現数は 46.1 人で、前年度から 1.5 人減少しています。

不登校の要因の主たるものとして、小・中学校ともに「本人に係る状況」においては「無気力、不安」が最も多く、「学校に係る状況」においては「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっていますので、今後も全ての児童生徒に対して魅力ある学校づくりを推進するとともに、安心安全な学校生活につながるよう教育相談の充実に努めていきます。

不登校の児童生徒については、個々の状況に応じた支援を推進し、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すよう努めていきます。

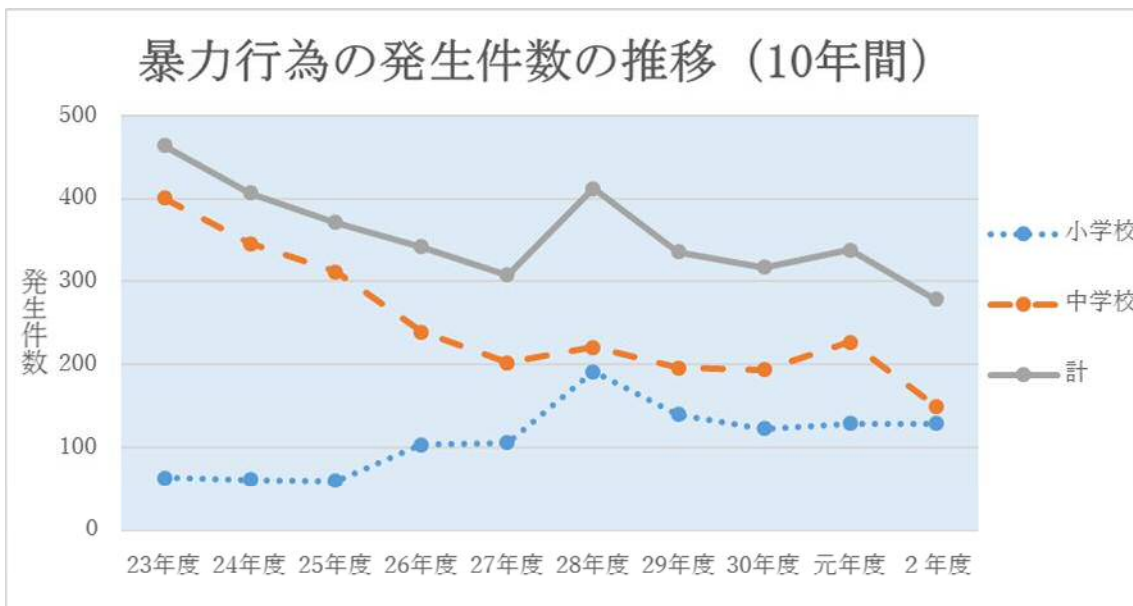
<調査対象> 川崎市立小学校：114 校、川崎市立中学校：52 校

2. 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移（5年間）

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	発生件数	191	140	123	129	129
	1000人あたり	2.6	1.9	1.7	1.7	1.7
中学校	発生件数	221	196	194	227	150
	1000人あたり	7.6	6.7	6.7	7.8	5.1
計	発生件数	412	336	317	356	279
	1000人あたり	4.1	3.3	3.1	3.4	2.7

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



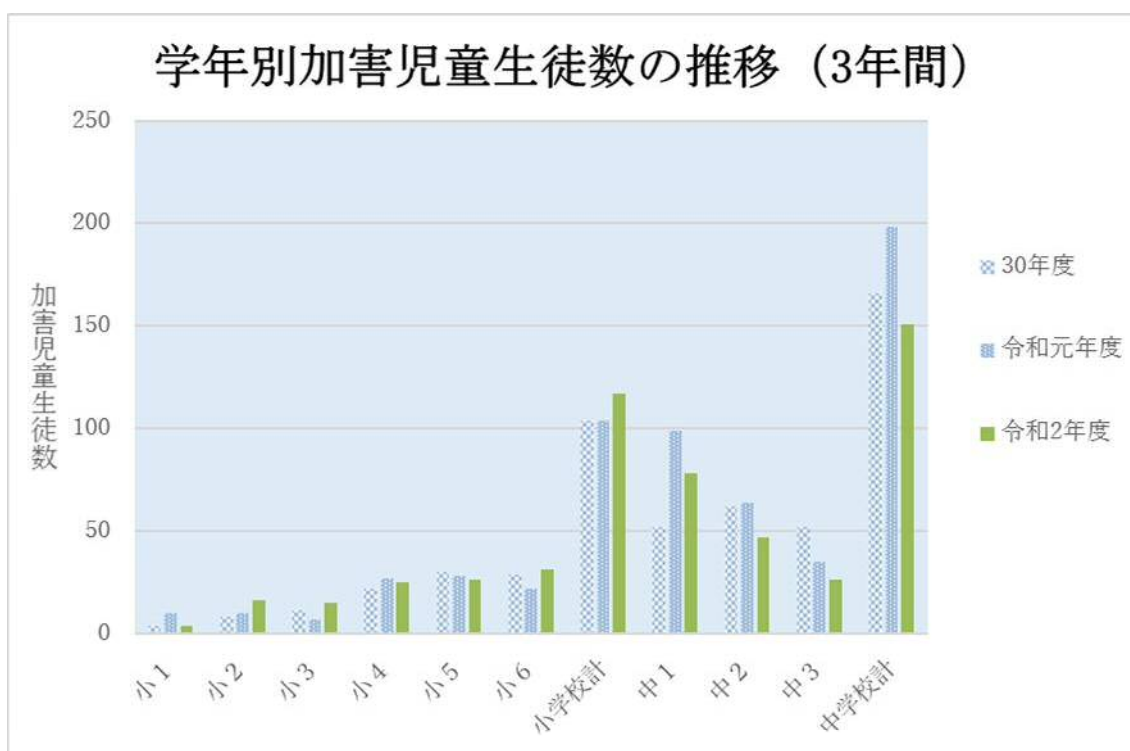
(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移（5年間）

		形態	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校		対教師暴力	41	17	23	34	38
		生徒間暴力	105	95	60	75	54
		対人暴力	6	3	13	2	3
		器物損壊	39	25	27	18	34
		合計	191	140	123	129	129
中学校		対教師暴力	26	34	32	38	13
		生徒間暴力	124	112	124	140	98
		対人暴力	17	13	3	6	6
		器物損壊	54	37	35	43	33
		合計	221	196	194	227	150

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5ページをご覧ください。

(3) 学年別の加害児童生徒数の推移 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計
30年度	4	8	11	22	30	29	104	52	62	52	166
令和元年度	10	10	7	27	28	22	104	99	64	35	198
令和2年度	4	16	15	25	26	31	117	78	47	26	151



(4) 繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数の推移 (5年間)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	6	6	4	8	4
中学校	4	2	5	6	0

1人で5件以上暴力行為を起こした人数

◆ 神奈川県調査による「暴力行為」の定義等

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

- ①「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸倉をつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- ②「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

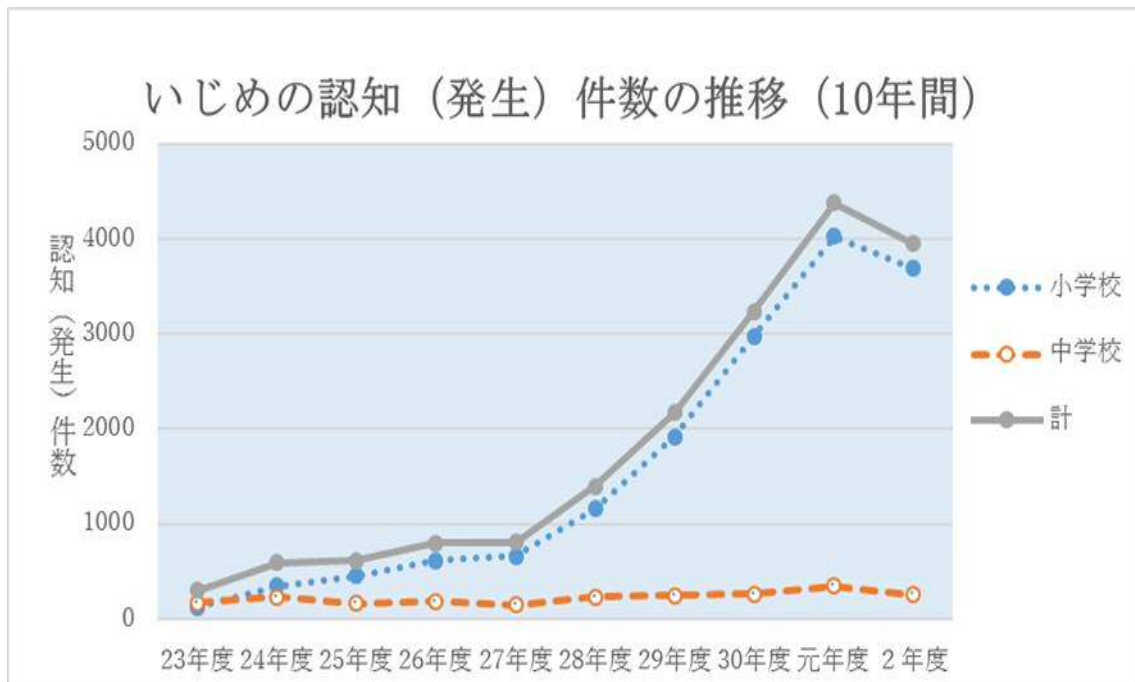
なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象としている。

3. 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移（5年間）

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	認知件数	1,165	1,923	2,973	4,027	3,688
	1000人あたり	16.1	26.4	40.3	54.2	49.7
中学校	認知件数	231	253	263	349	260
	1000人あたり	7.9	8.6	9.1	12.0	8.8
計	認知件数	1,396	2,176	3,236	4,376	3,948
	1000人あたり	13.7	21.3	31.5	42.3	38.0

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



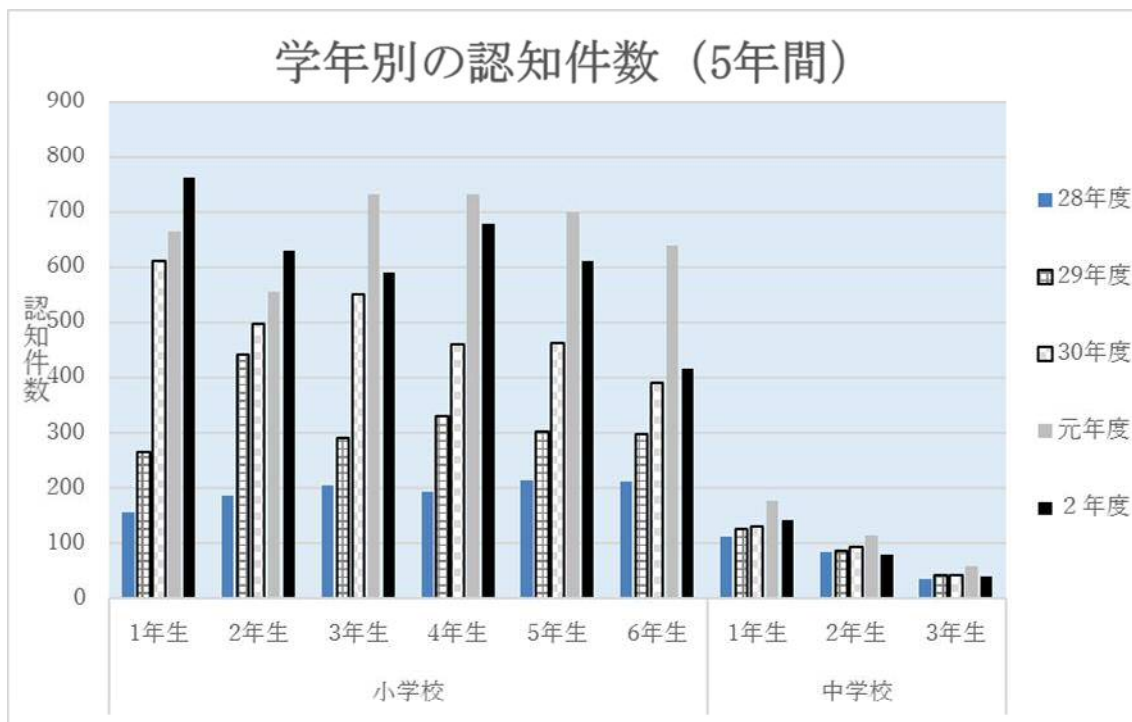
平成25年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、11ページをご覧ください。

(2) いじめの男女別認知（発生）件数の推移（5年間）

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
28年度	744	421	139	92
29年度	1,199	724	148	105
30年度	1,807	1,166	139	124
令和元年度	2,507	1,520	179	170
令和2年度	2,310	1,378	157	103

(3) いじめの学年別認知件数（5年間）

年度	小学校							中学校				合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	計	
28年度	156	186	205	193	213	212	1,165	111	84	36	231	1,396
29年度	264	442	290	329	301	297	1,923	125	87	41	253	2,176
30年度	611	498	551	460	462	391	2,973	130	92	41	263	3,236
元年度	665	556	733	733	700	640	4,027	177	113	59	349	4,376
2年度	762	630	591	678	612	415	3,688	141	79	40	260	3,948



(4) いじめの態様別認知件数

項目(※)	令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	2,056	233	1,912	163
仲間はずれ、集団による無視をされる。	501	35	367	20
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	934	22	936	28
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	147	9	115	4
金品をたかられる。	12	1	9	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	281	22	202	14
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	266	22	371	8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	65	73	97	55
その他	64	2	90	1

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの発見のきっかけ

(件)

項目(※)		令和元年度		令和2年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		2,088	65	1,803	79
内 訳	学級担任が発見	690	36	378	36
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	66	16	45	30
	養護教諭が発見	10	0	7	2
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	2	10	0
	アンケート調査など学校の取組により発見	1,322	11	1,363	11
学校の教職員以外からの情報により発見		1,939	284	1,885	181
内 訳	本人からの訴え	1,040	162	1,128	109
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	572	94	590	49
	児童生徒(本人を除く)からの情報	259	22	113	14
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	61	5	49	6
	地域の住民からの情報	2	1	2	2
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	4	0	2	1
	その他(匿名による投書など)	1	0	1	0
計		4,027	349	3,688	260

※神奈川県調査項目の原文のままです。

(6) いじめられた児童・生徒の相談の状況

(件)

項目(※)		令和元年度		令和2年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任に相談した		3,323	296	3,092	182
学級担任以外の教職員に相談した (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)		484	111	460	56
養護教諭に相談した		76	17	70	7
スクールカウンセラー等の相談員に相談した		47	21	52	4
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む)		24	6	22	5
保護者や家族等に相談した		1,102	157	1,435	77
友人に相談した		232	50	455	17
その他(地域の人など)に相談した		7	1	4	1
誰にも相談していない		46	4	49	6

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(7) いじめの解消状況の推移（5年間）

小学校	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	R3.7.20
①解消しているもの(件)	969	1,414	2,136	2,944	2,588	3,328
解消率 (①/認知件数×100)	83.2%	73.5%	71.8%	73.1%	70.2%	90.2%

中学校	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	R3.7.20
①解消しているもの(件)	212	217	234	286	199	237
解消率 (①/認知件数×100)	91.8%	85.8%	89.0%	81.9%	76.5%	91.2%

小・中学校	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	R3.7.20
小学校で解消している件数	969	1,414	2,136	2,944	2,588	3,328
中学校で解消している件数	212	217	234	286	199	237
①合計	1,181	1,631	2,370	3,230	2,787	3,565
解消率 (①/認知件数×100)	84.6%	75.0%	75.0%	73.8%	70.6%	90.3%

※平成28年度調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」としました。

※R3.7.20の数字は、年度末時点のいじめの認知件数について、次年度の令和3年7月20日時点での解消率を示したものです。

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。（令和2年度文部科学省調査より）

(8)学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

(校)

項目(※)	令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	114	52	114	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	114	52	114	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	114	52	114	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	114	52	113	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	114	52	112	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	114	52	113	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	114	52	114	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	51	28	28	12
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	40	25	37	20
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	114	52	111	51
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	114	52	114	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	114	52	114	52

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）。（以下「法」という。）第 2 条第 1 項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注 1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注 2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注 3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注 4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注 5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

4. 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数の推移（5年間）

年度	小学校						中学校					
	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率
28年度	730	189	378		163	5.2	1,417	171	1,116		130	38.2
29年度	763	214	430		119	5.9	1,477	195	1,242		40	42.4
30年度	932	232	529		171	7.2	1,593	203	1,338		52	46.2
元年度	1,009	158	700		151	9.4	1,616	187	1,389		40	47.6
2年度	1,271	164	807	190	110	10.9	1,689	169	1,370	119	31	46.1

※令和2年度は、長欠＝病欠＋不登校＋新型コロナウイルスの感染回避＋その他

※不登校出現率は1,000人あたりの数(不登校者数÷全児童生徒数×1,000)

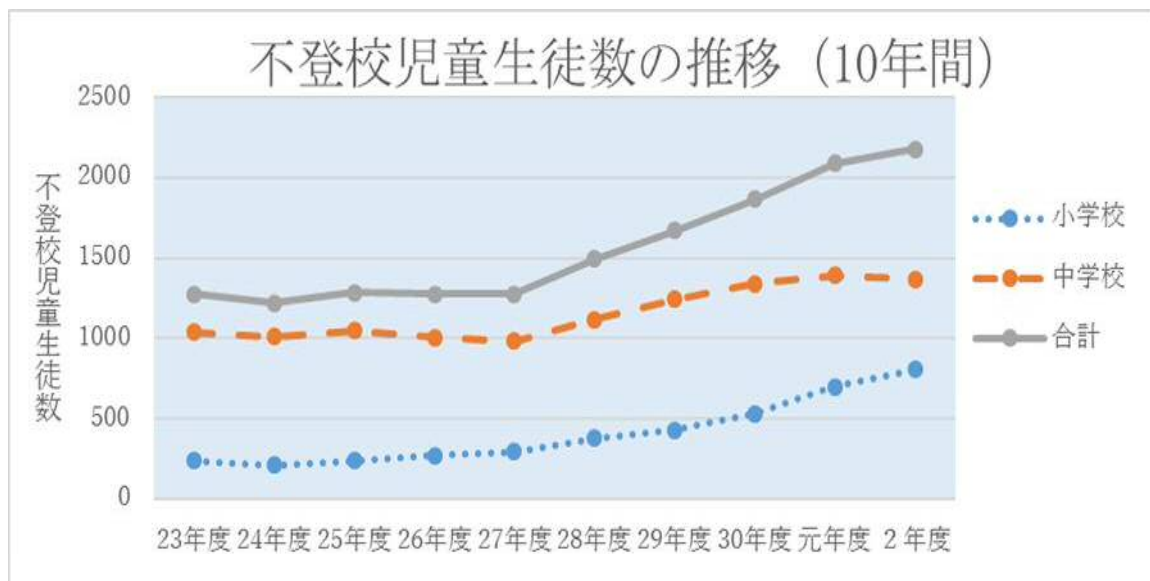
※令和2年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加された

(2) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	人数	378	430	529	700	807
	1000人あたり	5.2	5.9	7.2	9.4	10.9
中学校	人数	1,116	1,242	1,338	1,389	1,370
	1000人あたり	38.2	42.4	46.2	47.6	46.1
計	人数	1,494	1,672	1,867	2,089	2,177
	1000人あたり	12.6	16.4	18.2	20.2	21.0

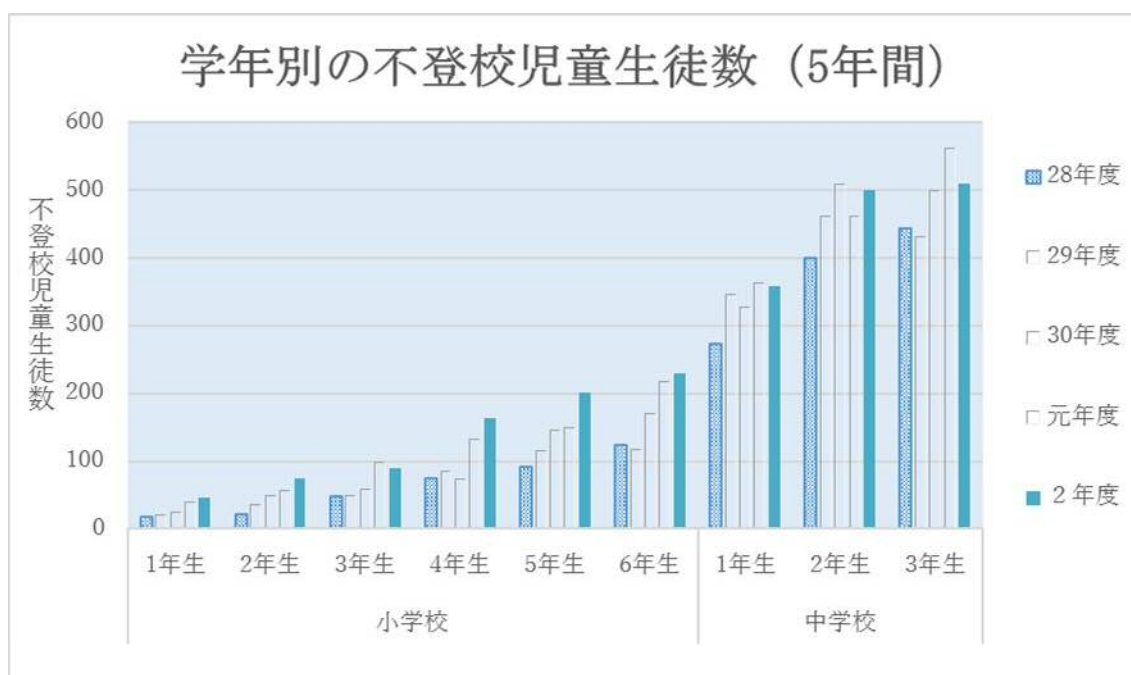
※「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。

不登校の定義は、15ページをご覧ください



(3) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	1年	18	21	26	41	46
	2年	22	37	51	57	75
	3年	48	51	60	99	90
	4年	74	86	74	133	164
	5年	92	116	146	151	202
	6年	124	119	171	219	230
	合計	378	430	529	700	807
中学校	1年	273	347	329	364	359
	2年	400	463	509	463	501
	3年	443	432	500	562	510
	合計	1,116	1,242	1,338	1,389	1,370



(4) 中学校入学後の不登校者数の増加状況の推移（5年間）

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
中学1年生の不登校児童生徒数	273	347	329	364	359
前年度6年生時の不登校児童数	90	124	119	171	219
増加数（人）	183	223	210	193	140

(5) 不登校の要因と分類

(件)

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記の該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学・転編入学・進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行		無気力、不安
小学校	①主たるもの	0	35	17	17	3	0	6	8	13	101	16	77	483	31
	②主たるもの以外に当てはまるもの	0	25	9	73	4	0	10	5	9	111	8	57	46	
中学校	①主たるもの	0	82	7	44	12	8	5	45	17	41	26	100	964	19
	②主たるもの以外に当てはまるもの	0	75	5	88	11	10	7	21	10	41	7	57	92	

※令和2年度の調査では、「左記の該当なし」欄の②主たるもの以外にあてはまるものは、調査せず

(6) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	児童数	143	130	184	205	328
	割合	37.8%	30.2%	34.8%	29.3%	40.6%
中学校	生徒数	303	240	327	272	348
	割合	27.2%	19.3%	24.4%	19.6%	25.4%
計	児童生徒数	446	370	511	477	676
	割合	29.9%	22.1%	27.4%	22.8%	31.1%

◆ 神奈川県調査による「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときには、主な理由を1つ選ぶ。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を1つ選ぶ。

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を1つ選ぶ。（ここでいう、「出席停止・忌引き等の日数」のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指す。）

○「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」をいう。

○「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」「新型コロナウイルス感染回避」による者を除く）」をいう。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

○「新型コロナウイルス感染回避」は「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患等で登校すべきでない」と校長が判断した者」をいう。

○「その他」は、「上記「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」をいう。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合

神奈川県の暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和2年度				令和元年度				令和2年度、元年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,113	732	4,845	18.9	3,985	1,199	5,184	20.2	128	▲ 467	▲ 339	▲ 1.3
川崎市	129	150	279	2.7	129	227	356	3.4	0	▲ 77	▲ 77	▲ 0.7
相模原市	329	106	435	8.5	596	185	781	15.1	▲ 267	▲ 79	▲ 346	▲ 6.6
横須賀市	309	104	413	15.6	596	162	758	27.9	▲ 287	▲ 58	▲ 345	▲ 12.3
湘南三浦	451	211	662	8.6	572	290	862	11.2	▲ 121	▲ 79	▲ 200	▲ 2.6
県央	421	202	623	9.7	623	551	1,174	18.2	▲ 202	▲ 349	▲ 551	▲ 8.5
中	205	99	304	7.3	251	290	541	12.8	▲ 46	▲ 191	▲ 237	▲ 5.5
県西	97	104	201	8.7	192	238	430	18.2	▲ 95	▲ 134	▲ 229	▲ 9.5
神奈川県	6,054	1,708	7,762	12.1	6,944	3,142	10,086	15.6	▲ 890	▲ 1,434	▲ 2,324	▲ 3.5

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和2年度				令和元年度				令和2年度、元年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,527	1,001	5,528	21.6	4,365	1,265	5,630	21.9	162	▲ 264	▲ 102	▲ 0.3
川崎市	3,688	260	3,948	38.0	4,027	349	4,376	42.3	▲ 339	▲ 89	▲ 428	▲ 4.3
相模原市	903	211	1,114	21.6	1,349	348	1,697	32.7	▲ 446	▲ 137	▲ 583	▲ 11.1
横須賀市	630	116	746	28.1	997	180	1,177	43.3	▲ 367	▲ 64	▲ 431	▲ 15.2
湘南三浦	1,679	374	2,053	26.8	1,561	519	2,080	27.1	118	▲ 145	▲ 27	▲ 0.3
県央	2,465	355	2,820	44.0	3,677	675	4,352	67.6	▲ 1,212	▲ 320	▲ 1,532	▲ 23.6
中	4,253	720	4,973	119.0	5,615	979	6,594	155.7	▲ 1,362	▲ 259	▲ 1,621	▲ 36.7
県西	1,142	582	1,724	74.6	1,191	798	1,989	84.1	▲ 49	▲ 216	▲ 265	▲ 9.5
神奈川県	19,287	3,619	22,906	35.6	22,782	5,113	27,895	43.1	▲ 3,495	▲ 1,494	▲ 4,989	▲ 7.5

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

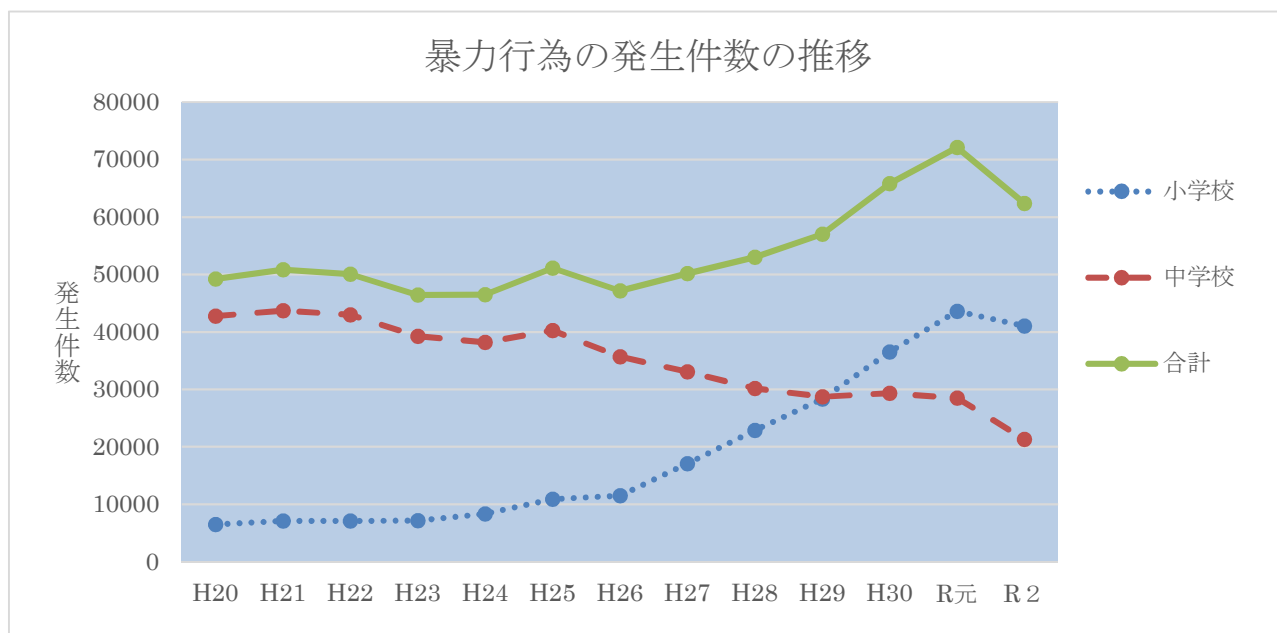
		令和2年度						令和元年度					令和2年度、元年度比較				
		長期欠席						長期欠席					長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナウイルス感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他
横浜市	小	3,770	2,160	465	0	685	460	2,630	2,070	278	0	282	1,140	90	187	0	178
	中	4,065	3,527	250	0	200	88	4,156	3,782	281	0	93	▲ 91	▲ 255	▲ 31	0	▲ 5
	合計	7,835	5,687	715	0	885	548	6,786	5,852	559	0	375	1,049	▲ 165	156	0	173
	※	30.6	22.2					26.6	22.9				4.0	▲ 0.7			
川崎市	小	1,271	807	164	0	190	110	1,009	700	158	0	151	262	107	6	0	▲ 41
	中	1,689	1,370	169	0	119	31	1,616	1,389	187	0	40	73	▲ 19	▲ 18	0	▲ 9
	合計	2,960	2,177	333	0	309	141	2,625	2,089	345	0	191	335	88	▲ 12	0	▲ 50
	※	28.5	21.0					25.3	20.2				3.2	0.8			
相模原市	小	670	372	109	0	101	88	451	302	75	0	74	219	70	34	0	14
	中	965	868	60	0	22	15	913	825	74	0	14	52	43	▲ 14	0	1
	合計	1,635	1,240	169	0	123	103	1,364	1,127	149	0	88	271	113	20	0	15
	※	31.8	24.1					26.3	21.7				5.5	2.4			
横須賀市	小	467	261	86	0	48	72	409	228	82	0	99	58	33	4	0	▲ 27
	中	667	548	65	1	10	43	704	567	92	0	45	▲ 37	▲ 19	▲ 27	1	▲ 2
	合計	1,134	809	151	1	58	115	1,113	795	174	0	144	21	14	▲ 23	1	▲ 29
	※	42.7	30.5					41.0	29.3				1.7	1.2			
湘南三浦	小	1,002	602	119	0	122	159	950	441	210	0	299	52	161	▲ 91	0	▲ 140
	中	1,326	1,022	164	0	42	98	1,319	1,000	245	0	74	7	22	▲ 81	0	24
	合計	2,328	1,624	283	0	164	257	2,269	1,441	455	0	373	59	183	▲ 172	0	▲ 116
	※	30.4	21.2					29.5	18.7				0.9	2.5			
県央	小	1,118	465	171	0	194	288	851	430	255	0	166	267	35	▲ 84	0	122
	中	1,245	927	139	0	47	132	1,286	1,112	137	1	36	▲ 41	▲ 185	2	▲ 1	96
	合計	2,363	1,392	310	0	241	420	2,137	1,542	392	1	202	226	▲ 150	▲ 82	▲ 1	218
	※	36.8	21.7					33.2	23.9				3.6	▲ 2.2			
中	小	649	294	153	0	112	90	517	241	206	0	70	132	53	▲ 53	0	20
	中	855	533	203	0	85	34	741	530	196	0	15	114	3	7	0	19
	合計	1,504	827	356	0	197	124	1,258	771	402	0	85	246	56	▲ 46	0	39
	※	36.0	19.8					29.7	18.2				6.3	1.6			
県西	小	350	165	81	0	61	43	316	166	100	0	50	34	▲ 1	▲ 19	0	▲ 7
	中	432	324	72	0	13	23	430	324	82	0	24	2	0	▲ 10	0	▲ 1
	合計	782	489	153	0	74	66	746	490	182	0	74	36	▲ 1	▲ 29	0	▲ 8
	※	33.8	21.2					31.5	20.7				2.3	0.5			
神奈川県	小	9,297	5,126	1,348	0	1,513	1,310	7,133	4,578	1,364	0	1,191	2,164	548	▲ 16	0	119
	中	11,244	9,119	1,122	1	538	464	11,165	9,529	1,294	1	341	79	▲ 410	▲ 172	0	123
	合計	20,541	14,245	2,470	1	2,051	1,774	18,298	14,107	2,658	1	1,532	2,243	138	▲ 188	0	242
	※	31.9	22.1					28.4	21.9				3.5	0.2			

※「感染回避」は令和2年度に新たに設けられた理由項目であるが、前年度との比較においてこの「感染回避」を計に含めている。

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

国の暴力行為、いじめ、不登校の状況

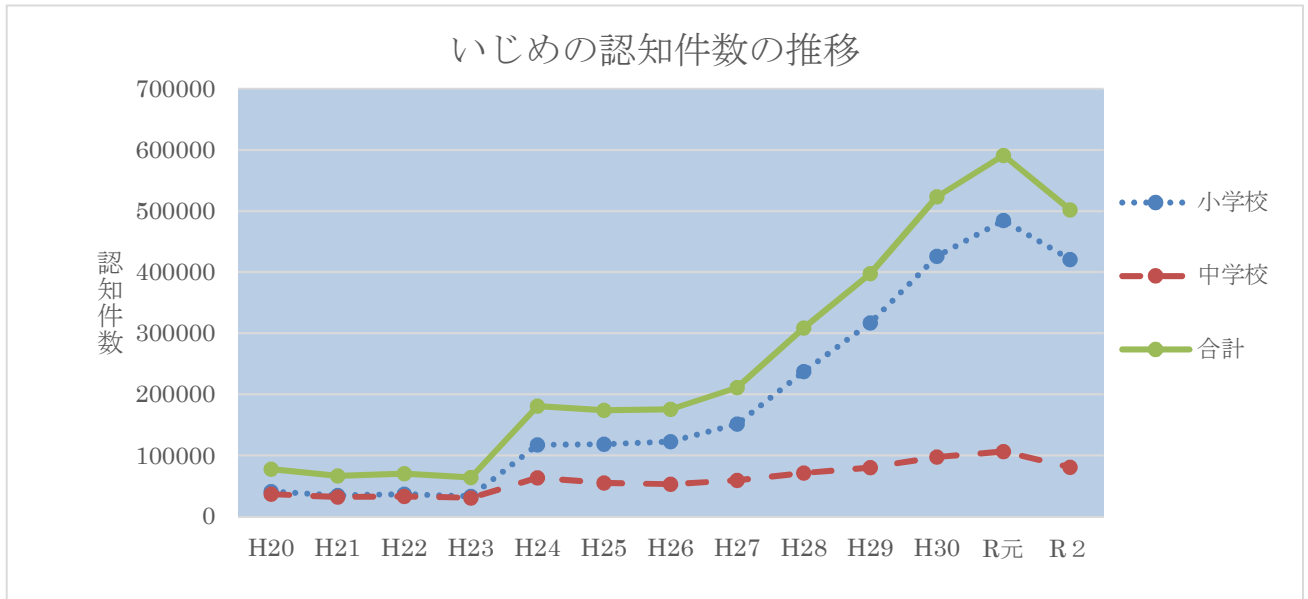
1 小・中学校における暴力行為の発生件数の状況について



(件)

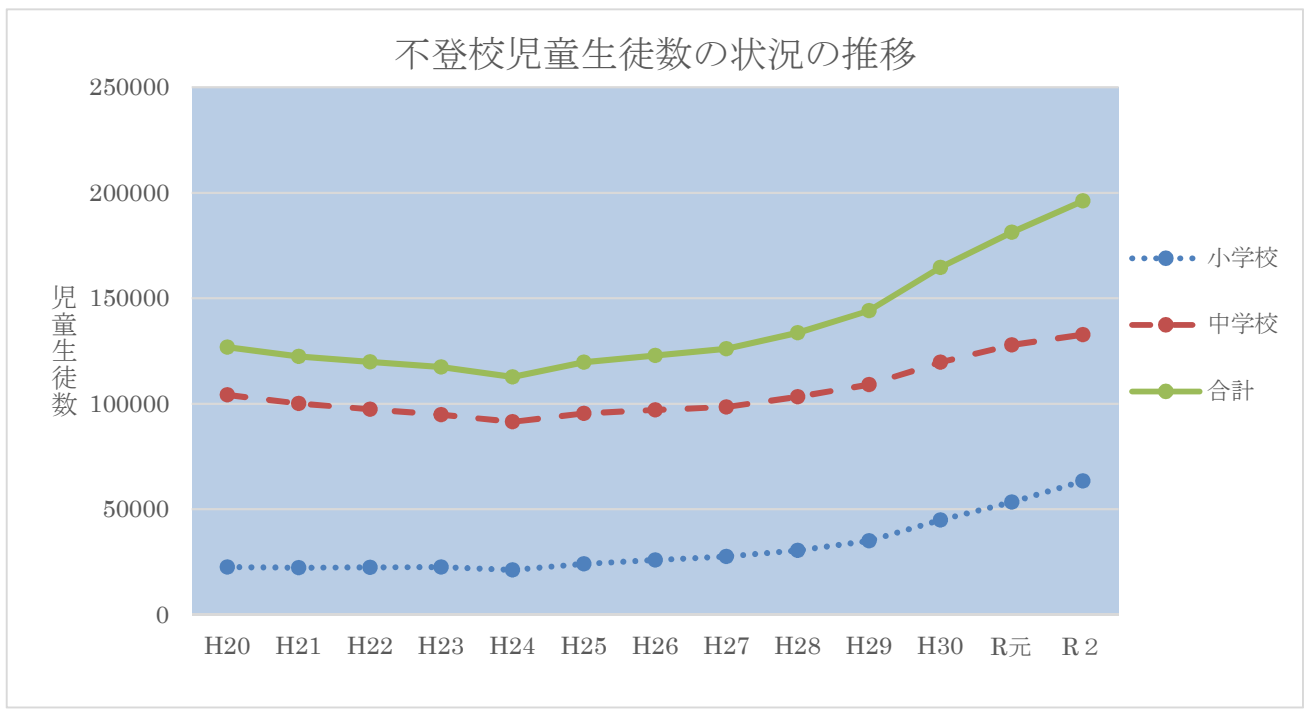
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056
中学校	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293
合計	49,238	50,830	50,079	46,426	46,514	51,142	47,155	50,151	52,989	57,017	65,856	72,132	62,349

2 小・中学校におけるいじめの認知件数の状況について



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897
中学校	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877
合計	77,602	66,877	70,232	63,873	181,018	173,996	175,705	211,194	30,8565	397,545	523,548	591,069	501,774

3 小・中学校における不登校児童生徒数の状況について



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
中学校	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
合計	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127

令和2年度 川崎市立小・中学校における
児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

令和3（2021）年10月26日

川崎市教育委員会事務局

学校教育部 指導課

電話 044-200-3318